

令和 7 年度

綾瀬市生活介護事業所

整備運営事業者募集要項

1 公募の趣旨

綾瀬市障がい児者支援基本構想や綾瀬市公共施設再編計画に基づき、通所施設の充実を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に定める生活介護を運営する事業所を整備します。

本公募は、生活介護事業所について、整備・運営する事業者を公正かつ公平に選定するために行うものです。

2 公募する施設の概要

項 目	内 容
対象サービス	生活介護
対象者	社会福祉法人
定員	25名以上
利用対象者	主に知的障がい者、身体障がい者の方。 ※ただし、利用者の5割以上は、障害支援区分5以上の方とする。また、利用者の7割以上は綾瀬市民とする。 ※在宅の方（グループホームを含む。）とする。
サービス内容	障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護（主として昼間における、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等）
設備について	・定員に対応可能な規模で、障がい特性に配慮した配置の施設とすること。 ・重度障がい者や医療的ケアが必要な方の排せつ及び入浴介助に対応可能な、リフトの設置等の設備を整備すること。
竣工(完成)	令和10年3月31日まで

3 応募資格

- (1) 社会福祉法人であること。

- (2) 神奈川県内に事務所を有し、障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護に係る同法第29条第1項の指定を受けて、その指定に係る生活介護を6年以上行っていること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続き又は民事再生法に基づく再生手続きをしていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 利用者の様々なニーズにきめ細かに対応できる能力、資金等を有し、長期的に安定した運営ができること。
- (6) 既設法人は官公庁の指導監査において指摘事項が改善済であり、現在に至るまでに法人及び施設運営に重大な事件や事故等がないこと。
- (7) 綾瀬市暴力団排除条例第2条第2号掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当しないこと。
- (8) その他、関係法令等の内容を十分に理解、確認し、適切な事業所の開設・運営ができること。
- (9) 綾瀬市の障がい者福祉行政を理解し、且つこれに協力すること。

4 整備条件

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）（令和3年3月23日厚生労働省令第55号改正現在）に定められた基準を満たしていること。（※本公募では、神奈川県が障害者総合支援法に基づいて行う障害福祉サービス事業者等としての指定の事前審査を行うものではありません。公募により選定されても指定を担保するものではありません。指定の要件について疑義がある場合は必ず神奈川県にご確認ください。）
- (2) 都市計画法、建築基準法、消防法、農地法等の関連法令の基準を満たし、かつ、手続きを遵守する事業計画であること。（土地開発の制限に係る関連法令において許認可が必要とされる場合、必ず所管する行政機関等と事前に協議を行いその許認可等を得る見込みがあること。）応募に先立って関係機関と十分に協議を行い、確実に整備・開設を行うことができる見込みを立てること。

(3) 用地又は建物を取得する場合は、既に取得しているか、あるいは、取得見込みがあること。（新たに用地を確保する場合、公募による選定前に土地の購入をする必要はありません。）

(4) 建物については、法人所有であること。

(5) 用地を借り上げる場合は、賃貸借契約の有効期間が35年以上の契約であり、契約期間の終了後も、その継続が見込まれること。また、賃借料について、法人が長期に渡り安定的に支払うことが可能であること。

なお、神奈川県補助金を活用して創設した財産には、処分の制限がかかります。財産処分制限期間は、厚生労働省告示第三百八十四号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定められています。財産処分制限期間内に財産を処分した場合、補助金の一部返還義務が生じる場合があります。

(6) 抵当権など用地に施設存続の支障となりうるような権利設定がない、又はその権利の抹消が確実であること。

(7) 整備予定地が綾瀬市防災ハザードマップにおける土砂災害警戒区域でないこと。

(8) 整備予定地が綾瀬市防災ハザードマップにおける浸水想定区域でないこと。該当する場合は、安全上必要な対策を講ずること。

(9) 周辺環境に合った外観及び近隣住民の日照権等に十分配慮すること。

(10) 利用者の安全に配慮し、地域に開かれた施設となること。

(11) 上記に掲げるもののほか、必要に応じ市と協議すること。

4 事業実施に関する条件

(1) 運営開始時期を令和10年4月1日とすること。

(2) 知的障がい者及び身体障がい者、その他運営事業者が必要と認めた者を対象とすること。

(3) 1日あたりの利用定員は、25名以上で運営事業者が定める人数とすること。

(4) 開所日は原則毎週月曜日から金曜日とし、祝日や年末年始等その他の日の取り扱いについては事業者が定めるものとし、開所時間は、午前8時30分から午後5時30分までとすること。

- (5) 利用者の5割以上は知的障がい者、身体障がい者の方で、障害支援区分5以上の方とし、かつ、7割以上は綾瀬市民の方とすること。
- (6) 入浴サービスを実施すること。
- (7) サービス全般について、将来的に向上できるように努めること。
- (8) 利用者が通所を継続できるように、個々の特性に合った支援を行うこと。

5 整備補助金

事業所の建設費用については、事業者の自己資金のほか、神奈川県補助や市単独の補助（創設予定）をご活用ください。

(1) 障害福祉施設等施設整備費補助金（神奈川県の補助金）

神奈川県では、障害福祉施設等整備方針を定め、この方針をもとに、国の補助金制度を活用して、民間法人による施設整備等を支援しています。補助金額の概要は、創設の場合、国庫補助基準単価と、補助対象経費に3/4を乗じた額を比較して、少ない方の額です。詳細については、神奈川県障害サービス課福祉施設グループ（045-285-0738）までお問い合わせください。

(2) 綾瀬市単独の補助金（創設予定）

神奈川県の補助とは別に、新規に綾瀬市内に障害福祉サービス事業所等を創設する場合における補助を、市が新たに創設する予定です。神奈川県の補助金（障害福祉施設等施設整備費補助金）の対象となる施設を対象とし、補助額は、神奈川県の障害福祉施設等施設整備費補助金交付要綱により算定した県費補助額（国庫支出金を財源とするものを除く）の1/2の額と本市で定める補助基準額（1,500万円）のどちらか低い金額を補助する予定です。

なお、補助の対象となる経費、補助率、補助額等については現時点の予定であり、確定したものではありませんので、今後変更する可能性があります。また、補助金は議会において予算が成立することが交付要件となりますので、予算が否決される等の事情により、補助金の交付がなくなり、又は補助内容が変更される可能性があります。

※ 神奈川県及び綾瀬市 の補助の交付を見込んだにも拘らず、補助金の交付を受けることができない事情が生じた場合は、事業規模等を再検討する必要がある場合、別途市と事業者の協議を行うことを可能とします。

6 入浴サービス実施に係る市単独加算

綾瀬市内に新規に創設された、障害者支援施設（入所施設）が併設されていない生活介護事業所を対象に、綾瀬市民を複数名入浴介助した日について、人件費を補助する目的として、1日17,000円程度の市単独加算を実施する予定です。

なお、市単独加算の対象となる経費、加算額等については現時点の予定であり、確定したものではありませんので、今後変更する可能性があります。また、市単独加算は議会において予算が成立することが交付要件となりますので、予算が否決される等の事情により、市単独加算がなくなり、又は内容が変更される可能性があります。

7 選定方法

綾瀬市職員で構成する「綾瀬市生活介護事業所整備運営事業者選定委員会」において、応募者からの提案内容等を審査し、応募者の選定を行います。

(1) 1次審査（書類審査）

提出された応募書類一式により、要件等を満たしているかの審査を行います。

(2) 2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

書類審査の結果、要件等を満たしている応募者について、2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）を実施し、応募書類、プレゼンテーション、ヒアリングの内容により「評価基準」に基づき採点を行い、得点が高かった応募者の上位者を綾瀬市生活介護事業所整備運営事業者選定委員会による決定を受けた者（以下「決定者」という。）とします。

ア 開催日

令和7年7月24日（木）を予定

イ 開催場所

綾瀬市役所内会議室

ウ 審査時間

1 応募者30分程度

（例：準備・片付け5分、プレゼン10分、ヒアリング15分）

エ 出席者

1 法人3名まで。なお、事業所運営に直接関わり、事業内容を説明できる者であること。

オ 発表方法

プレゼンテーションに必要な機材がある場合は、ご用意してください。

説明は、施設運営調書及び人員確保・配置計画、人材育成・研修計画に基づき説明いただきますが、別途配付する説明用資料がある場合は、5部を審査当日に用意してください。

(3) 留意事項

ア 決定者が無効、辞退、その他の事由で指定に至らなかった場合は、選定順位が第2位以降の応募者を繰り上げて決定する場合があります。

イ 応募者が1社しかない場合も、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行います。

ウ 評価方式は、別途定める評価基準により、総合点数方式により行います

7 応募方法

(1) 応募期間

令和7年5月1日（木）から令和7年5月30日（金）まで
（土・日曜日及び祝日除く。）

(2) 提出方法・提出場所

綾瀬市福祉部障がい福祉課障がい福祉担当（綾瀬市役所1階 8番窓口）まで、直接持参してください。

(3) 提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(4) 提出部数

- ・ 原本（紙ベース） 1部
- ・ 提出書類のPDFデータ（CD-R） 1枚

(5) 提出書類の体裁

【原本】

ア 所定の様式が定められているもの以外は、原則としてA4版（図面等はA3版でも可）としてください。

イ 全体の目次をつけてください。

ウ 資料を綴る順番は、「第1号様式別紙 申込書類」の順番とする。

エ 番号（一覧にある番号）毎に白紙の表紙をつけ、表紙ごとにインデックスを付ける。

オ 左側で綴じ、全体をバインダー等で綴る。

【PDFデータ】

ア 申請書類一覧になるような構成で保存の上、提出すること

イ 各データの名前は申請書類一覧にある番号を付けること

例：定款を添付する場合、「1-3. 定款.doc」とする

(6) 注意事項

ア 事前に電話連絡の上、提出日時を予約してください。

イ 応募者は、応募書類の提出をもって応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。

ウ 提出された応募書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

エ 受付期間終了後の応募書類提出（差替え、再提出等含む）は認めません。

※ただし、市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合があります。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問ができる者

応募の見込みがある者

(2) 受付期間

募集要項等に関する質問を指定期間内に次のとおり受け付けます。なお、再質問は受け付けません。

期 間：令和7年4月7日（月）～4月23日（水）

（土・日を除く。）

時 間：午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時

(3) 質問方法

公募に係る質問書に記載の上、FAX、電子メール又は直接、綾瀬市役所障がい福祉課障がい福祉担当まで御持参ください。電話、口頭及び郵送による質問は受け付けません。

なお、記入漏れ、応募資格のないものについては、回答できない場合があります。

※ F A X又は電子メールの場合には、電話にて着信を確認してください。

(4) 回答

情報の共有を図るため、速やかに綾瀬市ホームページ上でお知らせいたしますので、御確認ください。質問者に対する個別回答は行いません。

回答日 令和7年4月30日（水）午後3時ごろ

(5) その他留意事項

受付期間終了後の質問は受け付けません。また、法令等により確認できる事項、応募状況や他の応募者に関する情報についてはお答えできません。

9 公募に係るスケジュール（変更する場合があります）

日 程	内 容
令和7年4月7日～ 令和7年4月23日	質問受付期間
令和7年4月30日	質問の回答
令和7年5月1日～ 令和7年5月30日	申請書類の提出
令和7年6月2日～ 令和7年6月27日	1次審査 ※期間中、必要に応じて追加資料の提出をお願いすることがあります。
令和7年7月上旬	1次審査結果通知（郵送） ※2次審査日程の詳細等についてもお知らせします。
令和7年7月24日予定	プレゼンテーション
令和7年7月下旬	選定委員会
令和7年8月上旬	決定通知（郵送） ※選定結果に対する問い合わせには応じません。

10 選考評価基準

別紙「生活介護事業所選定評価基準」のとおり。

1 1 選定結果

すべての応募者に対して文書により結果をお知らせします。

なお、通知前の選定結果に関するお問い合わせには、一切お答えできません。

また決定内容については、市ホームページに掲載します。

1 2 応募資格、選定の取り消し

次のような場合には応募資格、決定を取り消すことがあります。なお、応募資格、決定の取り消しにより応募者に損害が発生した場合でも、市はその賠償の責を負いません。

- (1) 本要項に定める応募資格その他の条件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 建築、土地利用関係その他法令に基づく許認可等が得られないとき。
- (3) 応募内容に虚偽があったとき又は主要な内容（立地・設備・人員等）に変更があったとき。
- (4) 十分な説明を行わず、近隣住民や自治会の理解を得られなかったとき。
- (5) 公募後の神奈川県との事前協議において、障害福祉サービス事業者等として指定が見込まれないとき
- (6) 同一法人が運営する他の事業所が次に掲げる処分等を受けたとき。

ア 指定の取消し

イ 身体拘束等、不適切な支援に係る勧告・命令

ウ 報酬の不正請求に係る勧告・命令

エ その他、事業の適正な運営が困難であると認められるとき。

- (7) 事業を辞退したとき

1 3 その他

- (1) 応募に要する諸経費は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 綾瀬市生活介護事業所整備運営事業者選定委員会による決定は、設置認可及び指定を確約するものではありません。
- (3) 決定後の障害者総合支援法に基づく手続き等、事業の開始に向けて必要となる各手続きについては、応募者において確実に実施してください。
- (4) 提出された応募書類は、必要な範囲で複写して使用することがあります。

- (5) 提出された応募書類は、応募者の不利益にならない範囲で情報公開の請求により開示することがあります。
- (6) 提出された応募書類中の個人情報等は、当該選定以外には使用しません。
- (7) 応募書類提出後、辞退を希望する場合は、書面（任意様式）により届け出てください。
- (8) 整備予定地の所有者、近隣住民、その他関係者とのトラブルについて、綾瀬市及び職員はいかなる損害賠償や求償その他一切の責任を負いません。関係者への詳細な説明と、正確な意向確認に努めてください。
- (9) 審査の結果、いずれの応募者も事業所の開設に適さないと判断した場合決定を行わないことがあります。
- (10) 当該公募に対し、応募がない場合及び決定に至らなかった場合は、再度、公募を行うことがあります。

1 4 問い合わせ先

綾瀬市 福祉部 障がい福祉課 障がい福祉担当

神奈川県綾瀬市早川 5 5 0 番地 綾瀬市役所 事務棟 1 階（8 番窓口）

TEL：0467-70-5616（直通） FAX：0467-70-5702

E-mail：wm.705623@city.ayase.kanagawa.jp